

CSR 報告書にみるサプライチェーンにおける CSR 課題への取組と開示

平成 28 年 6 月 14 日

日本公認会計士協会

目 次

	ページ
I 背景	1
II サプライチェーンにおける CSR に関する国内外の動向	2
1. CSR 関連規格・ガイドラインにおけるサプライチェーンの扱い	3
2. 原材料調達に関するサプライチェーンの CSR	5
3. 加工生産活動に関するサプライチェーンの CSR	8
4. 欧米における法律化の動き	10
5. 日本国内におけるサプライチェーンの CSR に関する動向	11
6. 世界から日本に注がれるサプライチェーンに関する懸念事項	11
III 業種別のリスクと取組・開示	14
1. アプローチ方法	14
2. 食品	16
3. 電気機器	21
4. 小売業	26
5. アパレル・スポーツ製品	31
6. 住宅	36
IV 今後に向けて	42
1. 調査結果から今後対応すべき課題	42
2. 関連する社会動向とその対応	43
3. おわりに	45

I 背景

「サプライチェーンマネジメント」という用語は、従来、企業の調達活動における原材料や部品に関する物流管理、コスト管理及び品質管理といった観点から多く使用されてきた。

経済が急速に国際化し、企業が国境を越えた活動を活発化させる中で、企業活動はサプライチェーンの上流、主に途上国の経済的な発展に貢献してきた。他方、企業活動が世界的な広がりをもち、激しい企業間競争が繰り広げられる中で、過度なコスト削減が求められることによって、サプライチェーン上では、それに起因する労働・人権や環境に関する数多くの問題が引き起こされてきた。このような問題の発生に伴い、サプライチェーンの中で管理していくべき対象は、従来の原材料や部品に関する物流、コスト及び品質にとどまらず、資源の採掘や原材料・部品の生産プロセスに関連する様々な側面、具体的には、大気や水質汚染等につながる環境的側面、人権侵害や劣悪な労働環境等につながる社会的側面などが含まれるという考え方が広がった。国連機関や NGO などの様々な組織は、サプライチェーンにおいても、企業がその社会的責任を果たすよう求めるようになり、そのための仕組みとして、組織の社会的責任に関する規格が発行され、また、企業活動の報告の中で、サプライチェーンについても情報開示を求めるガイドラインが発行されている。

このような国際的な流れの中で、日本企業は、エネルギーや原材料など多くの資源を輸入に頼るとともに、円高の進展等によって生産拠点を海外に移転することによってサプライチェーンを国際化させており、サプライチェーン上の環境問題や労働・人権問題に起因して、財務リスクや評判リスクが顕在化する可能性は年々大きくなっていると考えられる。こうした状況の中、日本企業はサプライチェーンにおけるリスクをどのように捉えているのであろうか。

本研究報告は、国際的な制度やガイドラインなどの動向を整理するとともに業種ごとのサプライチェーンにおける CSR(企業の社会的責任)に関連するリスクを特定し、CSR 報告書の開示を通じて日本企業の取組や開示の現状を調査した上で、日本企業の今後の課題を検討するものである。

なお、本研究報告における「監査」という用語は、公認会計士が行う会計監査以外の、例えば、ISO マネジメントシステム規格で規定される行為等も広く含んでおり、特定の制度に言及した際に当該制度において「監査」という用語が使用されている場合には、当該制度固有の定義に基づいて記述していることに留意する。

II サプライチェーンにおける CSR に関する国内外の動向

世界のサプライチェーンにおける CSR に関する活動は、1990 年代、リオ・サミットに伴うグリーン購入及び環境マネジメントシステムの導入、グローバル・コンパクトの提唱、企業不祥事を端とする工場における CSR 調達の導入、ILO (国際労働機関) による四つの中核課題の設定など、一見相互に関係のない別々の取組として開始されたように見える。しかし、それから 20 年近い年月の中で、環境汚染や気候変動、人権侵害等の持続可能性に関する課題を共有し、それぞれの分野の専門家が単独で解決し得る課題ではないことの共通認識として形成されてきた。また、より深刻な CSR 問題やその解決の鍵がサプライチェーンにあるとの認識が広がりつつあり、サプライチェーンに対する関心が年々高まってきている。

今日のサプライチェーンにおける CSR は、多国籍の企業活動という刻々と変化するダイナミックな活動において、持続可能な成長に向け対応すべき要素を、いかに各側面で有機的に反映し実行していくかを追求する活動へと変化しつつある。

日本では、サプライチェーンにおける CSR に関する活動は、1990 年代から 2000 年代にグリーン購入・グリーン調達という概念が普及し始めたことが一つの契機となっていると考えられる。グリーン購入・グリーン調達という用語は幾つかの定義があるが、共通する点は、物品やサービスを調達するに当たり、購買パワーを行使し、サプライヤーに対する影響力を環境面・社会面にも及ぼすことの必要性が認識され、行動に移されたことである。環境負荷の少ない製品・サービスの率先購入、最終製品に含有する重金属・化学物質等を制限する等の取組は、サプライチェーンの協力なしには実現不可能である。今日でも、電機や自動車などの業界を中心に、グリーン調達ガイドラインを制定し、サプライチェーンに対してグリーン購入・グリーン調達の促進を働き掛ける活動は、サプライチェーンにおける CSR の重要な一部となっている。

本章では、世界及び日本におけるサプライチェーンの CSR に関する動向について、様々な側面を切り口として紹介する。

1. CSR 関連規格・ガイドラインにおけるサプライチェーンの扱い

企業経営は、通常、サプライチェーンなくしては成立せず、経営戦略上、そのマネジメントは不可欠な要素と考えられており、サプライチェーンにおける CSR 配慮の重要性が認識され始めている。今日、多様な国際機関が発行する企業向けガイドラインの中に、ガイドラインの対象とする企業のみならず、サプライチェーンに関する配慮・報告を求めるものが出ている。

名称	略称	開始年	URL
国連グローバル・コンパクト (United Nations Global Compact)	UNGC	2000	https://www.unglobalcompact.org/
ISO26000 (社会的責任に関する手引)	ISO26000	2010	http://iso26000.jsa.or.jp/contents/
持続可能性の報告に関するガイドライン (Global Reporting Initiative Sustainability Reporting Guidelines)	GRI ガイド ライン	2000 最新版 2013	https://www.globalreporting.org/Pages/default.aspx
OECD 多国籍企業ガイドライン (OECD Guidelines for Multinational Enterprises)	—	1976 最新版 2011	http://www.oecd.org/daf/inv/mne/2011update.htm
国連責任投資原則 (Principles for Responsible Investment)	PRI	2006	http://www.unpri.org/

(1) 国連グローバル・コンパクト¹

国連グローバル・コンパクト（以下「UNGC」という。）は、各企業・団体が責任ある創造的なリーダーシップを発揮することで、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組み作りに参加する自発的な取組である。UNGC の署名企業・団体は、人権の保護、不当な労働の排除、環境への対応、腐敗防止等の 10 の原則に賛同する旨を、各組織のトップ自らがコミットメントを行い、その実現に向けて努力を継続する必要がある。

UNGC では、10 の原則全てを企業組織で実現するには、サプライチェーンにおける対応を範囲とすることは避けられないが、複雑さゆえに困難を伴うとしている。そのため、UNGC では、サプライチェーン管理に関するページをウェブサイト上に設け、各種イニシアティブの実施、ガイダンス文書の準備、ウェブ研修などを提供している。

また、UNGC の日本組織であるグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン

¹United Nations Global Compact, Sustainable Supply Chains, <http://supply-chain.unglobalcompact.org/> (参照 2016-3-31)

ンにおいても、2012年度からサプライチェーン分科会が設置され活動している²。

(2) ISO26000

このISO規格は、持続可能な発展への貢献を実現するために、あらゆる種類の組織に適用可能な社会的責任に関する初の包括的・詳細なガイドラインとして作成された。本規格においてサプライチェーンに関する直接的な項目はないが、中核課題の中の倫理的な行動について取り扱う「公正な事業慣行」ではいわゆるバリューチェーンについて言及しており、また、他の多くの課題も間接的にサプライチェーンやCSR調達活動で取り上げられる課題に関係した内容となっている。

(3) GRI 持続可能性の報告に関するガイドライン³

GRI (Global Reporting Initiative) とは、サステナビリティ報告のためのガイドラインの作成・普及を目的とした非営利組織で、UNEP (国際環境計画) の公認団体として、「サステナビリティ・レポート・ガイドライン」を策定している。2000年に初版を、2013年に現在の第4版(G4)を発行している。世界共通でどの業界にも適用可能なガイドラインであり、グローバル企業の多くがこのガイドラインを参照している。

現行のG4では、一般標準開示項目の中にサプライチェーンに関する記載が設定されており、組織のプロフィールにおいてサプライチェーンに関する概要、プラス・マイナスの影響及び措置などのリスク関連情報の記載が求められている。また、特定標準開示項目(報告主体の組織の事業により社会・環境への影響がある、又は利害関係者の組織への評価に影響する場合に報告すべきとされる項目)では、経済カテゴリーで調達慣行、環境カテゴリーでエネルギー、大気への排出やサプライヤーの環境評価、社会カテゴリーでは労働安全衛生やサプライヤーの労働慣行評価、結社の自由と団体交渉、児童労働、強制労働、サプライヤーの人権評価、サプライヤーの社会への影響評価等の項目が盛り込まれている。

(4) OECD 多国籍企業ガイドライン⁴

OECD (経済協力開発機構) によるこのガイドラインは、「多国籍企業に対して政府が共同して行う勧告」と位置付けられ、最近では2011年に改訂されている。

²グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン 分科会活動「分科会活動2015年度」
<http://ungc.jn.org/activities/session/2015.html> (参照2016-03-31)

³Global Reporting Initiative, “G4 Sustainability Reporting Guidelines”
<https://www.globalreporting.org/Pages/STANDARDS/G4/default.aspx> (参照2016-03-31)

⁴OECD, “2011 Update of the OECD Guidelines for Multinational Enterprises”
<http://www.oecd.org/daf/inv/mne/2011update.htm> (参照2016-03-31)
厚生労働省、OECD多国籍企業行動指針「OECD多国籍企業行動指針」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kokusaigyomu/oecd/shishin.html> (参照2016-03-31)

ガイドラインに法的拘束力はなく、その実施は各企業が決定する。

2011年改訂では、改訂作業中に国連で進められていたビジネスと人権に関する枠組みを参照する形で、新たに人権の章が作られた。企業に人権尊重を求め、自社事業における人権侵害の防止、外部契約関係による業務・製品・サービスで発生する人権侵害の防止、緩和措置の検討、企業の規模・業務内容や人権侵害リスクに応じたデュー・ディリジェンスの実施を勧告している⁵。その他の章でも、一般方針においてサプライヤーへの影響及びサプライヤーからの影響、環境においてサプライチェーンへの環境配慮活動の奨励等の内容が記載されている。

(5) PRI 国連責任投資原則

PRI (Principle for Responsible Investment) 国連責任投資原則は、機関投資家が投資の意思決定プロセスや株式等の保有方針の決定に際して、ESG (環境・社会・ガバナンス) の視点から、受益者のために長期的な投資成果を向上させることを目的とした国際的原則である。直接的にサプライチェーンに関する要求事項はないが、投資先の ESG リスクにサプライチェーンにおけるものが含まれる場合、その組織への働き掛け (エンゲージメント)、情報開示などが行われることが予想される。

2. 原材料調達に関するサプライチェーンの CSR

サプライチェーンの最上流において対応が必要な CSR 課題に、原材料の持続可能な調達がある。この課題には主に二つの側面があり、一つは環境面、もう一つは労働・人権の面である。

環境面は、原材料の供給源である自然環境そのものが破壊されることによる供給の持続可能性問題である。自然環境の破壊は、森林や湿地など多様な生態系を有する自然に対する物理的な改変だけではなく、今日では気候変動による生態系そのものの変化や、環境汚染物質による土壌汚染や大気汚染などの複合的な影響によることもある。また、乱獲などの持続可能性を超えた生産活動により、資源量自体が枯渇するという面もある。

また、労働・人権の面にも複数の側面がある。原材料調達の最上流においては、その作業の多くがプランテーションや海上などの自然環境の中で労働集約的に行われており、そこでは、移民を含めた多くの労働者が、低賃金、長時間で、安全配慮が不足しているような過酷な労働環境を強いられているケースが報告されている⁶。

⁵アジア・太平洋人権情報センター「OECD 多国籍企業ガイドラインの改訂」2011-06-01

<http://www.hurights.or.jp/archives/newsinbrief-ja/section1/2011/06/oecd.html> (参照 2016-03-31)

⁶The Guardian, “Thailand’s seafood industry: a case of state-sanctioned slavery?”, 2014-06-10
<http://www.theguardian.com/global-development/2014/jun/10/thailand-seafood-industry-state-sanctioned-slavery> (参照 2016-03-31)

また、資源開発に伴う地域住民への人権侵害や、生産された原材料が生産コストや生産者の生活費を賄うに足る適切な価格で購入されているかといったいわゆるフェアトレード問題も重要な側面である。

企業経営の視点からすれば、どちらの側面も、原材料の品質低下、生産の減少や中止による供給不足、資源の奪い合いによるコスト高騰、代替産地確保の困難など、最終製品の安定供給に大いに影響するリスクを含んでいる。

原材料の多くを輸入に頼る日本企業は、調達活動の長期的な継続のためには、最低限の遵法取引の範囲にとどまらず、倫理的で持続可能な調達の観点から、原材料生産の現地まで遡り、戦略的に管理することが社会的に求められ始めている。そのような課題に対処するため、世界的には、商品別に発生する持続可能性リスクを考慮した認証規格を策定し、一般消費者が容易に持続可能性に配慮した商品とそうでないものとを識別できることにより、持続可能性に配慮した商品の市場の確立とともに、原材料の持続可能性を同時に向上することを目指す動きが活発化している。認証制度で調達の全てを管理することはできないが、重要な取組の一つとなっている。

以下に紹介するものは、その中で知名度の高い認証ラベルである。

名称	略称	開始年	URL
国際フェアトレードラベル機構 (Fairtrade International)	-	1980年代	http://www.fairtrade-jp.org/
持続可能なパーム油のための円卓会議 (Roundtable on Sustainable Palm Oil)	RSP0	2004	http://www.rspo.org/
森林管理協議会 (Forest Stewardship Council)	FSC	1993	https://ic.fsc.org/
海洋管理協議会 (Marine Stewardship Council)	MSC	1997	https://msc.org/

(1) 国際フェアトレードラベル機構

フェアトレードとは、開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することにより、立場の弱い開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す貿易の仕組みである。1980年代から活動が活発化しているが、現在の仕組みは国際フェアトレードラベル機構により運用され、2002年に現在の認証制度として整備された。

国際フェアトレード認証製品を商品化し販売するには、「認証・ライセンスの取得」「国際フェアトレード基準の遵守」「製品の認証」「監査」「報告」の五つのポイントを満たす必要があり、生産・加工・輸入・製造・卸・販売の各工程がフェアトレード製品認証監査の対象となる。

(2) 持続可能なパーム油のための円卓会議

RSP0 (Roundtable on Sustainable Palm Oil) は、世界的に信頼される認証基準の策定とステークホルダーの参加を通じ、持続可能なパーム油の生産と利用を促進することを目的に、2004年に非営利組織として設立された。RSP0は、持続可能性の原則、社会的な基準及び環境的な基準を設定し、遵守状況を第三者機関が認証する制度を設けている。認証オプションは4種類あり、それぞれトレーサビリティの程度が異なる。

スナック菓子や洗剤などに使用されるパーム油は、主にインドネシアやマレーシアなどの熱帯諸国で生産されている。増加するパーム油需要に対応するため、現地では熱帯雨林の破壊、それに伴う地域住民の移転に関連する人権侵害、温暖化の促進、強制労働・児童労働、及びこれらの課題の解決を妨げる要素として汚職の問題が指摘されている。

(3) 森林管理協議会

FSCによる認証制度は、この制度によって認証された木材及びその木材を使用した木材製品が、持続可能な森林製品として流通することを確認する仕組みで、1993年に開始された。具体的には、FM (Forest Management) 認証によって森林の持続可能性を認証し、CoC (Chain of Custody) 認証によってFM認証木材が持続可能な森林製品として流通することを確認する。FM認証木材を一部に用いた製品について、FSC ミックスラベルが2004年に開始された。このミックスラベルで使用できない木材の使用を避けるため、FSC管理木材基準も設定されている。

森林破壊は、気候変動の助長、生物多様性への脅威、木材資源の持続可能性などの面から、世界的に深刻な課題と認識されている。森林伐採後の土地をパーム油等のプランテーションに活用することも多く、(2)のパーム油と同様の課題を抱え、複合的な問題を形成している。

(4) 海洋管理協議会

MSC認証は、海洋の自然環境や水産資源を保護しつつ生産された水産物に与えられる認証ラベルで、持続不可能な漁業問題に対応し、将来世代への水産物供給を可能にするための非営利組織である、海洋管理協議会により運営されている。

持続可能な漁業のための原則と基準に則る「MSC漁業認証」、その漁業で獲られた水産物の流通・製造・加工・販売のサプライチェーンにおける適切な流通に基づく「MSC CoC認証」により、MSCマークを製品に貼付することが可能となる。

3. 加工生産活動に関するサプライチェーンのCSR

原材料調達に続くバリューチェーンのプロセスとして、原材料の加工から最終製品化に至る、主に工場における生産活動がある。この活動におけるサプライチェーンのCSRは、主にILOが訴求するディーセント・ワーク（働きがいのある、人間らしい仕事）を実現することを中心に、工場から発生する環境問題への配慮、倫理的取引などが対象となる。

米国や欧州の主要ブランドを中心に、自社の購買パワーを影響力として外注先工場の労働・労働安全・環境などの課題をモニタリングし、改善を進める活動が実施されている。日本でCSR調達と呼ばれるこの活動は、欧米では「ethical trading」又は「responsible sourcing」などと呼ばれている。

問題を特定し改善を進める仕組みとしてはISOマネジメントシステム規格と近く、また、認証という形の「お墨付き」が価値を持ち得るが、現時点でサプライチェーンのCSRに関連するISOなどの世界標準規格を制定する動きは、持続可能なイベント開催（イベントに関連する調達も広義に対象となる。）に関する規格（ISO20121）のみである。現在策定が進んでいる持続可能な調達に関するISO20400があるが、ISO20400はガイドラインで、認証規格とはならない予定である。

ここで取り上げるのは欧米のサプライチェーンにおけるCSRの工場管理規格で知名度の高いものであるが、ほかにも多くの業界・地域別の団体が影響下にあるサプライチェーン工場における労働環境改善を進めている。モニタリングを行う主体である欧米主要ブランドは、これまでモニタリング後の改善活動の多くをサプライチェーン工場の自主的取組に委ねてきた。しかし、2013年4月にバングラデシュで発生した縫製工場ビルの崩壊事故（ラナプラザ事故）等により、工場の自主的な改善努力に委ねるだけではなく、深刻な事故ゼロに向けて、企業間協働で建物の安全チェックや改善、被害者への補償を行い、キャパシティ・ビルディングなどのパートナーシップに基づく活動を進展させる方向に向かいつつある。

次のうち、SA8000は認証制度であり、また、SA8000、FLA及びEICCはそれぞれの団体の倫理的行動規範に基づく工場監査制度を運用している。

名称	略称	開始年	URL
ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナル (Social Accountability International)	SA8000	1997	http://www.sa-intl.org/
エシカル・トレーディング・イニシアティブ (Ethical Trading Initiative)	ETI	1998	http://www.ethicaltrade.org/
公正労働協会 (Fair Labor Association)	FLA	1999	http://www.fairlabor.org/
Electronic Industry Citizenship Coalition	EICC	2004	http://www.eiccoalition.org/
Supplier Ethical Data Exchange	SEDEX	2004	http://www.sedexglobal.com/

(1) SA8000

労働分野の監査・認証制度の中で、ISO マネジメントシステム規格に近い認証規格である。認証を得るには、認証を取得する組織のサプライチェーン工場も活動及び監査対象となり、サプライチェーンの中間にある工場が単独で取得することや、逆に大規模なサプライチェーンを持つブランドが認証を取得することが難しい規格となっている。

(2) ETI (Ethical Trading Initiative)

英国の企業、労働組合、NGO 協働で、CSR 調達に関する問題解決を図るアライアンスである。会員企業は、毎年の活動内容を ETI に報告する必要がある。

ETI に監査・認証制度はないが、(5)で紹介している SEDEX も会員団体であり、認証規格ではないが独自の監査制度を提供している。一方、SEDEX 自体は行動規範を持たず、ETI Base Code を参照している。

(3) FLA (Fair Labor Association)

相次ぐブランド企業に関係する労働問題の発生を受け、当時のクリントン米大統領の肝いりで開始された米国の企業団体で、会員企業は規約を遵守することを誓約し、FLA は一定の質のサプライチェーン管理を行っていることを会員企業に認証する。そのため、会員企業傘下のサプライチェーン工場のみならず、会員企業本体もその認証のための FLA 監査の対象となる。

(4) EICC (Electronics Industry Citizenship Coalition)

電子機器業界のサプライチェーンにおける CSR 調達を推進する団体で、行動規範には CSR 調達の標準的な分野（労務管理、労働安全、児童・強制労働等）に加

え、企業倫理、マネジメントシステムに言及し、また、紛争鉱物、情報管理、知的財産に関する要求事項に強い業界特性が出ている。

(5) SEDEX (Supplier Ethical Data Exchange)

CSR 調達のサプライチェーンデータ管理の効率化を追求し、サプライヤー側の工場において改善の機会を増すことを目的として設立された、IT ベースの調査・監査情報共有プラットフォームである。ウェブサイト上のセキュリティ空間に電子媒体でサプライヤーアンケート、監査結果、改善進捗状況などを各メンバー組織が保管し、情報開示先もメンバーが個別に決定することが可能である。

情報共有のベストプラクティスとして、監査ガイドラインや SMETA (SEDEX members ethical trade audit) 様式を準備している。

2012 年ロンドンオリンピック・パラリンピックの調達活動において活用され、2016 年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックでも同様に活用される予定である。

4. 欧米における法律化の動き

これまで述べてきた欧米主導で開始された CSR 調達活動は、過去数年、NGO の調査やメディア報道などで顕在化した、深刻で緊急に改善が必要との認識が共有された課題について、踏み込んだ対応を講ずる流れが発生している。以下に紹介するのは、その代表例である。

(1) 紛争鉱物

米国では、2010 年 7 月に成立した金融規制改革法 (ドッド・フランク法) において、コンゴ民主共和国及びその周辺地域から産出される鉱物及びその派生物 (タンタル・スズ・金・タングステン) について、米国証券取引所に上場している企業は、その使用状況を合理的な方法で調査・集計し、SEC (米国証券取引委員会) に報告することが義務付けられた。この法律は、これらの産地からの鉱物使用を禁止するものではなく、紛争地域での武装勢力の資金源を断つことを目的としている。

この報告を行うためには、該当企業は、製品中の該当金属の使用有無、サプライヤーに対する使用状況及び供給源の調査を行う必要がある。

(2) 現代奴隷法

現代奴隷法 2015 (Modern Slavery Act 2015) は、2015 年 3 月に制定され同年 10 月に施行された英国の法律で、英国でビジネス活動を行う営利団体・企業のうち、年間売上が 3,600 万ポンド (日本円で約 60 億円) を超えるものに対し、自社の事業活動とサプライチェーンの取引で起こる強制労働及び人身取引につい

て年次報告書の公表を課すものである。

現代の奴隷制とは、奴隷又は隷属状態を強要されるような拘束労働、児童労働、強制労働、人身取引等のことを指す。ILO は、2012 年の調査で現代奴隷制の犠牲者が世界で約 2,100 万人に上り、強制労働によって生み出される違法利益は毎年推計 1,500 億ドルに達するとしている。

5. 日本国内におけるサプライチェーンの CSR に関する動向

欧米におけるサプライチェーンの CSR は、倫理への関心の高い消費者による圧力や、彼らに訴求することで存在感を示す NGO による調査・キャンペーン、長期投資家による安定的な成長が望まれる持続可能な投資に向けた動き等による、総合的な圧力に動機付けされている。

一方日本では、消費者、NGO、長期投資家とも圧力となり得るほどの影響力を行使していないのが現状である。2020 年東京オリンピック・パラリンピック招致の成功以降、東京以前の大規模スポーツイベントにおける倫理・持続可能性への配慮が注目を集めている。2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会も、その招致活動の中で、持続可能性への配慮を約束している。その中で、消費者の倫理意識の向上と、その意識向上を促す意味で、「エシカル購入」「エシカル消費」の名称で様々な活動が開始されつつある。

例えば、2014 年 5 月に発足した日本エシカル推進協議会⁷は、日本における倫理観、良心を持った行動規範としてのエシカル文化の定着を目指す産・学など幅広い参加者からなる協議会である。同協議会では、2020 年東京オリンピック・パラリンピックを「エシカル・オリンピック・パラリンピック」とする提案や、エシカル購入・エシカル調達指針策定、エシカルチェックの実施やエシカル度評価法の開発、エシカルファッションの賞を包括的振興策の提言などに盛り込むことを計画し、活動しており、2015 年 10 月、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの資材や物品などを社会や環境に配慮した基準で調達するよう求める項目リストを取りまとめた。

6. 世界から日本に注がれるサプライチェーンに関する懸念事項

2020 年東京オリンピック・パラリンピックを契機として、世界からの日本全体の環境・社会面への配慮に関する注目度が大きく上がることが予想されている。その中で、懸念事項と考えられるのは、日本国内のサプライチェーンにおける人権問題である。

⁷Ethical 日本「日本エシカル推進協議会 (Japan Ethical Initiative)」2015-03-31
<http://ethical.jp.com/blog/2015/03/31/19> (参照 2016-3-31)
Ethical 日本「東京五輪へ 調達項目リスト作成～エシカル推進協」2015-10-01
<http://ethical.jp.com/blog/2015/10/01/59> (参照 2016-3-31)

(1) 世界からみた日本のサプライチェーンにおける人権侵害

世界には、各国の人権事情を調査し、格付けしている機関がある。以下に、その代表的な2組織の活動及び日本に関する見解を紹介する。

① 国連国際人権規約委員会

日本は、世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化した国際人権規約を批准している。その一部である社会権規約と自由権規約は、1976年に発効し、日本は1979年に批准している。国連からは、各規約の委員会から批准各国に対して数年ごとに最終見解が発行されている⁸。最新は、社会権規約が2013年、自由権規約が2014年である。

それらの最終見解の中で国際人権規約委員会は、外国人技能実習生制度を、過労死につながる問題として、また「強制労働とみなせる制度である」として、懸念を表明している^{9、10}。

② 米国国務省¹¹

米国国務省は毎年「Trafficking in Persons Report」を発行し、世界各国の強制労働状況の格付けを行っている。Tier1（多くの西欧諸国はこの分類）を最良としTier3を最低とする格付けにおいて、日本は中間のTier2となっている。日本の問題として記載されている内容は、国内の多様な人権問題とともに、外国人技能実習制度における強制労働の事例を数年にわたり取り上げている。

(2) 外国人技能実習生制度¹²

(1)やこれ以降の業種別リスクで挙げられているように、外国人技能実習制度は、欧米の人権専門家からは「強制労働」の範ちゅうに入る雇用形態とみなされている。

外国人技能実習制度は、法務、外務、厚生労働、経済産業、国土交通の5省共管の公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）により運営され、開発途上国等の経済発展・産業振興の担い手となる人材育成のために、先進国の技能・技術・知識を修得させることを目的としている。制度では、技能実習生は最長3年間、実

⁸外務省、人権外交「国際人権規約」2015-09-28

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/>（参照2016-3-31）

⁹外務省、人権外交、国際人権規約、3自由権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）全文「国際連合自由権規約 規約第40条（b）に基づく第6回報告」2014-08-20

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000023051.pdf>

¹⁰他に指摘された課題には、男女の法の下での平等、DV、LGBT、死刑制度、ヘイト・スピーチ、慰安婦問題、精神障害者の長期入院、代用監獄、難民・亡命申請者の処遇、有期労働契約の乱用、長時間労働、男女間の賃金格差、セクシャルハラスメント、震災・福島原発事故被災者への補償等がある。

¹¹U.S. Department of STATE, “2015 Trafficking in Persons Report”

<http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/>（参照2016-03-31）

¹²国際研修協力機構（JITCO）<http://www.jitco.or.jp/index.html>（参照2016-3-31）

習実施機関（就労組織、主に工場等の生産現場）で、雇用関係下での研修に従事する。対象職種は農業、漁業、建設、食品製造、繊維・衣服、機械・金属、その他で合計 74 職種、133 作業で、約 16 万人が来日している¹³。

しかし、ケースによっては、技能実習ではなく移民の形を取らずに単純労働に従事する外国人を期間限定で受け入れる制度として運用される場合があると報道されている¹⁴。日本国内では雇用契約書を実習実施機関と締結し、労働法に保護される対象となっているが、技能実習を目的としているため、自由に転職することができない。また、(1)②の報告書に記載されているような保証金の預託、実習実施機関による身分証明書の保管などとともに、長時間労働、不適切な賃金・残業手当などの課題が指摘されている。

日本政府は、JITCO の新組織への移行、監理団体の許可制への移行、実習実施機関への監督組織の新設、通報窓口の新設などの改正を国会に提出したとしている¹⁵。

日本においては、国の評価に関わる問題として、サプライチェーンにおける持続可能性への配慮、世界の人権意識に配慮し、説明責任を果たし、実効性のある対策が求められている。

それら実効性のある対策や説明責任を果たすには、日本の企業各社は自らの CSR 調達上のリスクを分析し、リスク低減策を行い、CSR 報告書や自社ウェブサイトにおいて、適切かつ速やかに報告することが重要である。

¹³国際研修協力機構(JITCO)「技能実習の職種・作業の範囲について」2016-04-01
<http://www.jitco.or.jp/system/shokushu-hanni.html> (参照 2016-03-31)

¹⁴日本経済新聞「外国人待遇不当なら企業処分 技能実習、受け入れ届け出制に」2016-01-13
http://www.nikkei.com/article/DGXLASFS08H5G_S6A110C1MM8000/ (参照 2016-03-31)
日本経済新聞「外国人を「労働力」に位置づけ 自民特命委提言へ」2016-03-15
http://www.nikkei.com/article/DGXLASFS15H31_V10C16A3PP8000/ (参照 2016-03-31)

¹⁵注 13 参照

Ⅲ 業種別のリスクと取組・開示

1. アプローチ方法

本章では、ビジネスのサプライチェーンにおける CSR に関連するリスクとして具体的にどのような問題が存在し、また、それに対して日本企業がどのような取組を行っているかについて、CSR 報告書における開示を通じて調査した結果を取りまとめている。

近年、ESG 投資や社会的責任投資（SRI）など長期的な観点を持つ投資家のサプライチェーンにおける CSR 課題に対する関心も高いが、この調査の実施に当たっては、製品やサービスに対する最終消費者の意識が企業のビジネスに大きな影響力を持つとの基本的な発想を基に、サプライチェーンにおける CSR 課題の解決に対しても、最終消費者の意識を反映できれば大きな力となり得ると考えた。そこで、本調査においては、業種によって異なるサプライチェーンにおける CSR 課題を整理するため、調査の対象とする業種を選択する際、消費者により近い業種として、「食品」「電気機器」「小売」「アパレル・スポーツ」及び「住宅」の 5 業種を抽出した。以下、具体的な調査の手順と考え方を示す。

(1) サプライチェーンにおける CSR に関連するリスクの調査と整理

調査対象として選択した五つの業種ごとに、社会的な関心が高いと考えた CSR 課題について、サプライチェーンを資源の採掘や採取といった源流部と部品製造や組立製造等の中流部に分け、ISO26000 のような公表されている国際的なガイドライン等を参考としながらそれぞれのプロセスで想定される CSR 問題を整理した上で、実際にどのような事例が発生しているかについて、インターネットを情報源として調査・検討した。調査の対象とする CSR 課題は、相対的に消費者への影響が大きく、また関心が高いと考えられる「労働・人権」「環境」及び「製品安全」を中心とし、これら以外に重要なものがあれば「その他」とした。

(2) 業界各社の取組状況調査

インターネット調査によって整理された各業種のサプライチェーンにおける CSR リスクについて、各業種に属する主要な日本企業の CSR 報告書の開示情報を通じて、各企業がどのような取組を行っているのかについて調査し取りまとめた。調査対象とした企業は、原則として、「業界動向 SEARCH.COM」¹⁶の情報（平成 27 年 6 月 25 日時点）による各業界の売上上位 10 社（小売業のみ 11 社）とし、調査対象とする CSR 報告書は、各企業が一体的な企業報告書として公表している 2014 年に発行された報告書とした。

¹⁶業界動向 SEARCH.COM
<http://gyokai-search.com/>

調査の対象とした取組の具体的な内容は、サプライチェーンのCSRに関する一般的な管理状況に加えて、CSR 課題ごとに各業界共通のものと各業界に特徴的なものについて任意に抽出し調査を行った。その概要は下表のとおりである。

CSR 報告書の開示を通じたサプライチェーンにおける CSR 課題への取組調査の内容

CSR 課題	サプライチェーンに関する具体的な取組課題
サプライヤー管理全般	全体方針、啓発活動、アンケート実施、サプライヤー監査、目標設定
労働・人権	個別方針、目標、児童労働、劣悪な労働環境（長時間労働、安全衛生等）、（労働上の）人権侵害、賃金水準、関連データ
環境	個別方針、目標、資源枯渇（水資源、森林）、環境汚染（大気、水質、土壌、廃棄物、化学物質等）、生物多様性、関連データ
製品安全	個別方針、目標、関連データ （業種別課題） 【食品】異物・毒物（残留農薬等を含む。）の混入、原材料のトレーサビリティ（アレルゲン物質、ハラール、期限管理等） 【電気機器】製品安全規格の管理 【小売】製品の品質（安全）の管理 【アパレル・スポーツ】化学物質の使用管理（素材のトレーサビリティ） 【住宅】シックハウス、違法建築
その他	個別方針、目標、製品が出来上がるプロセスまでに発生する CSR 課題のうち、労働・製品安全・環境に関わらないもの（例：不公正取引、地域住民の生活破壊、関連データ）

また、調査に当たって採用したその他の基本的な考え方は、次のとおりである。

- ・ サプライチェーンの管理対象には、「原材料の調査」「製品安全」及び「プライベートブランド」への対応を含めた。
- ・ モニタリングプロセスとしては、「方針策定」⇒「啓発」⇒「アンケート」⇒「サプライヤー監査」という一連の流れを想定している。
- ・ 賃金水準については、当該地域における最低限の生活レベルを保障し得る水準にあるか、という観点から調査の対象とした。
- ・ 「労働・人権」における「人権」は労働上の人権課題のみとし、その他の人権課題は適宜関連する項目で整理した。
- ・ 上表の課題のほかに、商品の表示については、サプライチェーンにわたる取組を表象するものであるため調査の対象とした。
- ・ 環境における CO₂削減の取組については、ほかで多くの調査等が存在するため、本調査では対象外とした。

2. 食品

(1) リスク

食品製造業は、以下の特徴を有する。

- ・主原材料が生物である。
- ・原材料の生産に農業・漁業が関わっている。
- ・加工や流通プロセスが多様である。
- ・保存等の目的で化学物質の使用が多くなっている。
- ・口に入れるものであるため安全に対する意識が高い。

そのため、安全な食品を供給するためには、生産から消費にわたって安全管理をすること、すなわち「生産・加工段階で汚染を防いだり汚染を低減したりすることが、最終産物の検査より有効である。」という考え方が国際的な共通認識になっており、また、食品安全行政においては、「科学に基づいた」施策を講じなければならないこと、それらの施策は「人の生命や健康へのリスクの評価に基づいて」いなければならないことが国際的な合意になっている¹⁷。

以上を踏まえ、食品製造業のサプライチェーンにおいては、主に次のようなリスクが想定される¹⁸。

① 労働・人権

原材料の生産・採取に関わる農業及び漁業を途上国に頼る場合が多く、一般にその作業環境は厳しく、報酬水準も高いとはいえない状況にあると考えられるため、労働環境に関わる人権リスクが想定される。

② 環境¹⁹

次の環境に関わるリスクは、地域住民の生活環境の悪化をもたらす。その結果、地域住民の人権の侵害にも関わるものとなる可能性が想定される。

ア. 生物資源の枯渇リスク

原料が水産物等捕獲・採取するものである場合には、適切な捕獲・採取量の管理がなされないと、原材料資源の枯渇リスクが想定される。

イ. 農業による土地改変に伴うリスク

パーム油生産等に伴う大規模な農業用地への転用により、森林破壊や生態系破壊のリスクが想定される。

¹⁷農林水産省「平成24年度 食料・農業・農村白書」第1部第2章第5節 食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組

http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h24/pdf/z_1_2_5.pdf から引用 (参照 2016-04-24)

¹⁸農林水産省 食料産業局 企業課 食料企業行動室「食品業界の信頼性向上について～コンプライアンスと企業行動指針～」2014-01-23

http://www.food-communication-project.jp/pdf/activity23_04.pdf (参照 2016-04-24)

¹⁹農林水産省「平成24年度 食料・農業・農村白書」第1部第3章第8節 環境保全を重視した農業生産の推進

http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h24/pdf/z_1_3_8.pdf (参照 2016-04-24)

ウ. 農業に伴う水資源の枯渇リスク

流域における水循環を無視した農業での大量水使用に伴う水資源枯渇のリスクが想定される。

エ. 養殖に伴うマングローブの伐採による水産資源の減少、水環境の悪化

養殖に伴いマングローブを伐採することで、周辺海域での水産資源の減少や、海岸侵食によるさんご礁や藻場の砂漠化の進行、及びそれらに起因する生態系破壊等のリスクが想定される。

オ. 農業・養殖に伴う水環境の悪化リスク

不適切な施肥及び農薬の使用、養殖での不適切な薬剤等の使用に伴う周辺の流域や海域における水質環境の悪化、土壌劣化等のリスクが想定される。

③ 製品安全

口にする製品である食品にとって安全は第一に確保しなければならない事項であるため、これらのリスクが顕在化した場合には、信頼の喪失、不買運動発生、健康被害に起因する訴訟等のリスクが想定される。

ア. 原材料等への意図的又は非意図的な異物・毒物混入リスク²⁰

原材料の生産・捕獲、加工、輸送、保管等において、意図的又は非意図的に異物・毒物が混入することに起因する信頼の喪失や健康被害による訴訟等のリスクが想定される。

イ. トレーサビリティの欠如に伴うリスク

原材料の生産・捕獲、加工、輸送、保管等に関わるサプライチェーンに係るトレーサビリティが確保できない場合、それが明らかになれば市場の信頼を喪失する可能性があり、また問題が発生した際に迅速な対処ができず、いたずらに問題を長期化させるリスクが想定される。

ウ. アレルギー表示の欠落によるリスク

アレルギー表示が適切になされず、全部又は一部が欠落することに起因した健康被害による訴訟等のリスクが想定される。

エ. 海外で使用禁止だが国内で使用許可されている物質によるリスク

海外で使用禁止であっても国内で使用を許可されている物質の使用は、それが事後的に有害であることが判明した際の評判リスクや訴訟リスクを高める可能性がある。また、当該添加物等の使用について表示がなされていない場合、それが違法でないとしても該当事象に関心の高い消費者に対して適切な情報提供がなされないとみなされる評判リスクも想定される。

²⁰中島貴子、国際基督教大学「食品産業におけるリスクへの取り組み Food Industry's Challenging for Risk」http://www.aesj.or.jp/~sed/forum/forum2010_2/nakajima-sensei.pdf (参照 2016-04-24)

④ その他

上記、労働、製品安全及び環境に関するリスク以外の主なリスクとして、以下が考えられる。

ア. 産地偽装リスク

原材料生産・捕獲段階、輸送段階、加工段階等で、原材料産地を偽装する可能性があり、それが明らかになった場合は消費者の信頼を失墜させる可能性がある。

イ. ハラル偽装リスク

ハラル製品ではないにもかかわらず、ハラル製品として偽装するリスクが想定される。これも同様に消費者の信頼を喪失させるほか、宗教的なあつれきを生む可能性がある。

ウ. 大規模農業への転換に伴う土地利用に関する人権リスク

行政や企業等による大規模な農業用地への転用に伴い、現地住民の土地利用が制限されることによる人権侵害のリスクの可能性が想定される。

(2) 開示にみる取組

調査対象企業は、10社いずれもCSR、環境等の年次報告書を発行していた。

サプライチェーン管理全般に関わる全体方針を開示する企業は3社、また、個別方針の開示についても項目によっては1社から2社にとどまり、全体的にサプライチェーンに関する事項についての開示は少ない状況であった。

最も開示社数の多い項目は、近年事件の発生もありステークホルダーの関心が高い異物・毒物混入であり、8社が開示をしていた。次いで開示社数の多い項目は、原材料のトレーサビリティであり、5社が開示していた。開示社数の多い上位2項目は、いずれも製品安全に関わるものであり、消費者自らに直接影響があるため、安全に対するステークホルダーの意識も高いことから、サプライチェーンに関する取組についても製品安全への取組意識が高いものと推察される。

しかしながら、その他の項目については全て半数以下の開示にとどまっており、いずれの項目においても、関連データを開示している企業はなかった。

以下に、各項目に関する開示状況の概況を示す。

① サプライチェーン管理全般

調査項目	開示社数
全体方針	3
啓発活動	1
アンケート実施	1
サプライヤー監査	1
目標設定	0

全体方針についての開示は少ないが、開示されているものの中には、企業グループの企業行動規範からサプライチェーンに対するガイドラインまで体系的に整備されている事例もある。

当該事例では、グループ企業行動規範において、購買取引における社会的責任として、次の事項を要請する旨が明示されている。

ア．購買取引における持続可能な原材料調達を目指す旨

イ．取引先に対して、労働、人権、環境、腐敗防止などに関する期待事項を明示し、協働して実践していくこと。

このグループ行動規範の下、「購買基本方針」が定められ、さらに上記ア及びイの具体的なガイドラインとして、「持続可能な農畜水産物調達に向けた方針・ガイドライン類」と「サプライヤーCSR ガイドライン」が整備されている。

前者は、リスクや社会課題を特定し、原材料の生産者やサプライヤーとともに、持続可能な調達により、地域社会・経済に対し貢献していくための方針やガイドラインが体系的に整備されたもので、後者は、取引先の自主的な改善の指針として整備されたものである。

② 労働・人権

調査項目		開示社数
個別方針		1
目標		0
取組	児童労働	1
	劣悪な労働環境	1
	人権侵害	1
	報酬水準	0
関連データ		0

労働に関するいずれの項目も、同一の企業による開示であり、当該事例の特徴的な点を紹介する。

1点目は、食品への意図的な異物の混入を防止する取組としてのフード・ディフェンス（食品防衛）監査とともに、労働者の労働安全衛生の確保及び人権尊重といったソフト面での定期的な確認も行っている点である。

2点目は、子供の人権として、栄養問題を取り上げているが、貧困層の離乳期の子どもの栄養を強化するサプリメントを開発し、多様なセクターと協働することで提供するビジネスモデルの開発にも取り組んでいる点である。

これらの取組は、途上国における社会課題の解決に資する BOP (Base of Economic Pyramid) 層を対象とする持続可能なビジネスとして、新たなビジネスモデルの開発、構築に資する活動の一環として考えることができるだろう。

③ 環境

調査項目		開示社数
個別方針		2
目標		2
取組	資源枯渇	3
	環境汚染	0
関連データ		0

生物資源の持続的な利用に関する取組として、特徴的な開示をしている事例の中には、「持続可能な原材料調達の仕組み作り」「森林生態系破壊に関わるリスクの回避」「持続的土地利用の展開」といった重点テーマを定め、ポイントを絞った取組を展開している事例がある。この事例では、事業活動と生態系の双方において重要度が高く、特に注力して取組を進めている分野・資源を特定するとともに、自治体や他社といった社外ステークホルダーと連携・協働することで、サプライチェーン又はバリューチェーン全体にわたる取組を行っている。

④ 製品安全

調査項目		開示社数
個別方針		2
目標		0
取組	異物・毒物混入	8
	原材料のトレーサビリティ	5
関連データ		0

食品製造業において、食の安全は消費者の健康・生命に関わるものであり、自社の評判に与える影響が極めて大きいため、製品の品質管理の一環としてページを十分確保し取り扱われている。また、異物・毒物混入防止の取組や原材料のトレーサビリティの確保は、食の安全・安心を確保する上で重要な取組であるため、他の調査項目に比し多くの会社で開示されていた。

⑤ その他

調査項目		開示社数
労働・人権、環境、製品安全以外		1
個別方針		1
目標		0
取組		0
関連データ		0

「サプライヤーCSRガイドライン」において、取引先に対し、公正・透明・自由な競争を阻害する行為を行わないことを要請している事例があった。

3. 電気機器

(1) リスク

グローバル化されたビジネスモデルである電気機器業界のサプライチェーンは、本調査の直接的な対象である最終製品の組立メーカーに対して部品や材料等を供給する一次サプライヤー、そうした一次サプライヤーに原材料を供給する中間サプライヤー、さらにはそれらのサプライヤーに素材や材料を供給する金属や石油・化学メーカー、及びサプライチェーンの最源流に位置する各種の資源会社によって構成されている。

電気機器の最終製品に使われる部品や材料は極めて多様な金属や化学物質によって構成されており、そのサプライチェーンは複雑多岐にわたるとともに、多くの場合、企業間競争が激しいため、当該業界にはサプライチェーン企業の操業地域における環境や人権問題等、多様な問題が内在することが予想される。

既に述べたように、電気機器業界はいち早くこれらの課題に取り組むことによって、多くの問題を解決してきた先進性が評価されているが、以下では当該業界における CSR リスクとそれが顕在化した事例を項目別に整理した。

なお、本研究報告のⅢ 1 (1) に記述したとおり、資源やエネルギーに関する上流サプライヤーにはあらゆる産業が依存しているが、特に電気機器業界はその使用が多種かつ大量であるため、これらの上流サプライヤーに関する CSR リスクについては、便宜上、本業種においてまとめて取り扱うこととした。

① 労働・人権

電気機器の製造には、サプライチェーンにわたって多種多量の原材料が使用されるとともに、大量のエネルギーが消費され、また、そうした原材料やエネルギーの元となる資源の採掘現場や精錬工程、材料・部品製造工程は過酷で危険な作業を伴うことが多い。加えて、そうした上流工程は先進国、途上国を問わず世界中に展開されており、ときとして労働安全や労働者の人権に関わる問題が生ずる可能性がある。特に、アフリカの紛争地域周辺の鉱物資源は著しく不当な労働環境の下で産出された可能性が高く、その使用については、武装勢力の資金源となる可能性ゆえに米国金融規制改革法第 1502 条によって規制を受けるなど、次のようなリスクが想定される。

ア. 鉱物採掘現場や部品製造現場における過酷な労働環境²¹

イ. サプライヤーにおける不当な雇用条件や賃金不払い²²

ウ. 紛争鉱物問題²³への関与

²¹Sustainable Japan, サステナビリティニュースメディア「【中国】BBC、Apple のサプライヤーにおける過酷な労働環境の実態をスクープ」2015-01-06

<http://sustainablejapan.jp/2015/01/06/bbc-apple-china/13287> (参照 2016-03-28)

²²川村雅彦、ニッセイ基礎研究所、基礎研レポート「サプライチェーンの CSR リスクに疎い日本企業（その 2）今後、世界の NGO から日本企業の調達に標的となる !？」2013-12-16

http://www.nli-research.co.jp/files/topics/41237_ext_18_0.pdf (参照 2016-03-28)

② 環境

上述のとおり、電気機器の製造に必要な資源開発や採掘、材料や部品製造における環境負荷は大きく、その内容も、生態系破壊、大気汚染、水質汚濁、有害廃棄物の排出、騒音、悪臭といった地域的、局所的な環境影響のほかに、オゾン層破壊物質、酸性化物質の放出による地球環境への影響も極めて大きく、次のようなリスクが想定される。

- ア. 鉱物の採掘や精錬に伴う大気、水質、土壌汚染²⁴
- イ. 材料や部品製造に伴う大気、水質、土壌汚染²⁵
- ウ. 材料の部品製造に伴う大量の廃棄物排出²⁶
- エ. 材料や部品製造に伴う大量の水使用
- オ. 開発や操業による環境汚染に伴う大規模な生態系の破壊

③ 製品安全

電気機器は、その性質上、高い安全性を求められる。特に一般消費者が使用する機器については、万全の安全性を確保することが必須となるが、製品の複雑性や使用される部品点数や使用材料の多さから、最終的な組立メーカーのみによる安全性管理が難しい。製品安全に関する問題は、操業停止や大規模な出荷停止につながり、最悪の場合、製品安全性の瑕疵による人的又は物的損害を生ずるおそれがあり、次のようなリスクが想定される。

- ア. 品質上の欠陥に起因した使用時の出火による火災
- イ. 禁止物質の使用による出荷停止²⁷
- ウ. 製品安全に起因する人的又は物的損害に対する補償や訴訟

④ その他

電気機器業界においては、上記の CSR 課題のほかに、そのサプライチェーンの広範さや複雑さに起因して、サプライヤーの操業地域における社会問題を引き起こすことがある。特に、当該地域に大きな経済的メリットをもたらす資源の採掘においては、サプライヤーと現地政府との癒着や、偏った富の分配が地域における耐え難い格差をもたらし、それが原因の一つとなって地域紛争を引き起こすことがある。また、競争が激しい業界でもあり、調達先との不公正

²³ JEITA 「責任ある鉱物調達検討会について Conflict Minerals」 2012-10-31

http://home.jeita.or.jp/mineral/pdf/121031_1.pdf (参照 2016-03-28)

²⁴ THE HUFFINGTON POST 「米東部・シェールガス田近くで飲み水からメタン検出、採掘方法に問題か? 【争点: エネルギー】」 2013-06-25

http://www.huffingtonpost.jp/2013/06/24/shalegas_n_3492499.html (参照 2016-03-28)

²⁵ 産業環境管理協会、平成 16 年度経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課委託事業「循環ビジネス人材教育・循環ビジネスアドバイザー派遣事業」研修用テキスト、環境経営実務コース「I 環境リスク管理コース 補遺—海外における環境リスク事例と有害化学物質規制の動向」(平成 17 年 3 月)

http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/3r_policy/policy/pdf/text_2_1_ap.pdf (参照 2016-03-28)

²⁶ (同上)

²⁷ ソニー、CSR ニュース「ヨーロッパにおける一部ソニー製品の自主的出荷停止発表について」2002-02-26、

<http://www.sony.co.jp/SonyInfo/csr/news/2002/02.html> (参照 2016-03-28)

な取引も懸念される。さらに最近では、複雑なサプライチェーン構造を逆手に取った租税回避といった問題も指摘されるようになっている。

ア．資源開発に伴う地域社会の破壊及び深刻な格差並びにそれらに伴う紛争

イ．資源開発に伴う先住民の人権侵害²⁸

ウ．資源開発に伴う腐敗の構造化²⁹

エ．調達先との不公正取引

オ．サプライチェーンを通じた租税回避³⁰

(2) 開示にみる取組

(1)で整理したとおり、電気機器業界のサプライチェーンに関して顕在化したCSRリスクの事例は非常に多い。以下では、日本の電気機器業界各社のCSRリスクに関する取組について、CSR報告書を通して項目ごとに調査した結果をまとめた。これをみると、相対的に取組が進んでいると思われた電気機器業界であるが、全般的な取組に関する情報開示は進んでいるものの、個別テーマに関して、特に数値に基づくような具体的な取組についての開示は少ない。

① サプライチェーン全般管理

調査項目	開示社数
全体方針	10
啓発活動	9
アンケート実施	7
サプライヤー監査	6
目標設定	3

調査対象とした全ての企業がサプライチェーンのCSRマネジメント方針やCSR調達の方針などのサプライチェーン管理全般に関する方針を開示している。多くの企業がその方針の根拠としてISO26000や国内や国際的な業界団体の指針を挙げている。

取引先に対してCSR調達等の方針説明会を開催するなどの啓発活動を開示している企業は9社、取引先に対してCSR調達等の一環でアンケート調査を実施している企業は7社、サプライヤー監査に言及している企業は6社あり、取組が進むにつれその数が減少している。また、サプライチェーン管理に関する目標を設定している企業は3社であった。そのうち定量目標を設定している企業

²⁸経済産業省「グローバル企業が直面する企業の社会的責任の課題（調査報告概要）」（2014年5月）
http://www.meti.go.jp/press/2014/05/20140523004/20140523004_1.pdf（参照2016-03-28）

²⁹NATIONAL GEOGRAPHIC 日本版、マガジン「豊かな原油に蝕まれるナイジェリア」2007年2月号
<http://natgeo.nikkeibp.co.jp/nng/magazine/0702/feature05/>（参照2016-03-28）

³⁰経済産業省「国際的な企業活動におけるCSR（企業の社会的責任）の課題とそのマネジメントに関する調査報告書」（平成26年5月）
http://www.meti.go.jp/press/2014/05/20140523004/20140523004_2.pdf（参照2016-03-28）

は1社であり、その目標の内容は、調達先のCSR状況調査実施数であった。なお、啓発や監査といった取組以前に、取引を開始する際の新規サプライヤーを評価する仕組みを持った企業も多かった。

CSR報告書の開示を通して、電気機器業界の各社はこの問題について一定以上の認識を持ち、積極的に取り組んでいる姿勢が見受けられる。

② 労働・人権

調査項目		開示社数
個別方針		2
目標		2
取組	児童労働	2
	労働環境(安全衛生を含む。)	1
	人権侵害	10
	報酬水準	0
関連データ		2

労働・人権に関しては、多くの企業がサプライヤー管理の全体方針の中を含めているが、個別方針と目標を策定している企業は2社にとどまっている。目標を掲げた企業の目標内容は、1社が人権デュー・ディリジェンスに関する取組の定性的な目標、もう1社が人権・安全に関する状況調査先数である。後者の企業に関してはその他の関連データも豊富に開示されており、その内容としては、説明会実施数、調査実施数を始め、調査結果を受けての指導や支援の件数及び取引停止先数が開示されている。

児童労働や強制労働に関する取組の開示は2社にとどまっているが、そのうちの1社は、関連データとして児童労働と強制労働を含む書面調査数を開示している。また、人権侵害については紛争鉱物への対応について10社全てが取組を開示しており、この問題に対する業界の関心の高さが伺える。一方で、報酬水準に関する取組やデータの開示を行っている企業はなく、適切な雇用条件の確保が求められる中、各社の積極的な取組が期待される。

③ 環境

調査項目		開示社数
個別方針		7
目標		3
取組	資源枯渇(水資源、森林、生物多様性)	6
	環境汚染	5
関連データ		4

環境に関して、電気機器業界各社は早くからISO14001の取得に取り組むなど、産業界のリーダー的存在であり、その状況は今でも大きく変わるところは

ない。今回の調査でサプライチェーンに関する環境の取組が開示されていたのは7社であったが、CSR 報告書で具体的な開示がない企業であっても別途環境報告書で詳細を開示している場合があるため、今回の調査のみでは状況を全て把握することはできないと思われる。

CSR 報告書から分かることとして、環境に関する目標についての開示内容としては、環境に関する調達先の状況調査数が開示されている企業があり、当該企業は関連データとして、説明会実施数、調査実施数、指導・支援件数及び取引停止先数が開示されている。また、生物多様性に関して採掘や採取時の影響評価の実施を目標として掲げている企業があるが定量的な情報はなかった。

基本的な環境課題である「環境汚染」に関する取組と同程度に、生物多様性や水資源などの資源枯渇についても開示されている。資源枯渇への取組については、上記のほか、保護価値の高い森 (HCVF: High Conservation Value Forests) から得られた原材料供給業者に対する取引停止規程について開示している事例や、有力 NGO との協働によって木材調達の指針を策定するとともに木質材料の総調達量を算定・開示し適切な調達に向けて数量管理を実施している事例があった。

④ 製品安全

調査項目		開示社数
個別方針		0
目標		0
取組	製品安全規格の管理	0
関連データ		0

製品安全は、電気機器業界にとって極めて基本的かつ重要なテーマであり、いち早く国際的な規格に従った製造を行ってきた。特に、今回調査対象とした企業はいわゆるアSEMBルメーカーであり、製品安全の確保はサプライチェーン各社の協力なくしては不可能である。今回の調査でサプライチェーンに関する製品安全への具体的な取組に触れている企業はなかったが、製品安全への取組それ自体については全ての企業で関連する開示がある。

なお、サプライヤーに対する品質保証に関する指針について開示している企業が1社あった。

⑤ その他

調査項目	開示社数
労働・人権、環境、製品安全以外	3
個別方針	1
目標	0
取組	0
関連データ	0

その他の重要な項目に関する取組の開示があった企業は、10社中3社であった。具体的な開示内容としては、公正な調達活動に向けた購入先との適切な関係維持を求めた規程の策定や通報窓口の設置、委託先での個人情報管理及びソフトウェア開発パートナーにおける情報セキュリティ強化の取組が開示されている。

4. 小売業

(1) リスク

小売業は、店頭に並ぶ商品点数が非常に多く、カテゴリーも食品、家電製品、衣料品等多岐にわたる。このため、サプライチェーンの上流までの全体像を把握することが難しいという点が特徴である。

衣料品や家電製品等、一般に小売業者が自社で製造を行わず、本調査において、「電機」「アパレル、スポーツ」といった「業種別のリスクと取組・開示」の項目で調査を行っているものについては本項では扱わない。ここでは、自社店舗等で販売する商品のうち、プライベートブランド（以下「PB」という。）で製造販売する商品、卸売業者からの購買、原産地からの直接仕入等、サプライチェーンの上流に遡及可能な領域を対象として調査を実施した。

① 労働・人権

PBで販売する衣料品等においては、中国など海外生産拠点（委託生産等）から輸入する等、又は国内の業者からの仕入等が考えられるが、次のようなリスクが想定される。

ア. 法令を遵守しない労働環境や雇用条件（時間外勤務手当の不払い、海外からの技能実習生に対する賃金不払いがあったとして訴訟となった事例等³¹⁾

イ. 労働時間管理が不十分な事例（中国で訴訟事例など³²⁾

上記は主に海外生産拠点等サプライチェーン上流の製造段階に潜在し得る

³¹産経ニュース「賃金未払い・セクハラ…中国人技能実習生が提訴へ 農家側は反論 茨城」2015-06-26
<http://www.sankei.com/region/news/150626/rgn1506260071-n1.html>（参照 2016-4-2）

³²労働政策研究・研修機構、調査研究成果、海外労働情報、国別労働トピック「悪質な賃金未払いに厳罰化の動き（広東省）」（2015年6月）

http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2015/06/china_01.html（参照 2016-04-2）

リスクであるが、例えば、小売業の自社店舗での恒常的な人員不足等による、労働基準法違反等（労働安全衛生法で規定する健康診断等の未受診や、労働時間管理不十分、時間外労働に対する賃金未払い等）のリスクが想定され、こうした労働関連のリスクは、サプライチェーン上の製造業者においても想定され、留意すべき点であるといえる。

② 環境

労働・人権と同様に、サプライチェーン上流において次のリスクが想定される。

ア．原材料（綿花等）生産場所での過剰な取水等による干ばつなど、環境への過大な影響負荷を与えている可能性³³

イ．製造現場での工場排水等の管理不十分による、河川汚染等を発生させている可能性³⁴

日本国内における、環境問題に関連するリスクについては、かつての公害問題を経て様々な規制等への遵守の取組によって、インフラ面（上下水道）でも、技術面（排出抑制その他）からも、結果的に発生が抑制されていることが期待されるが、海外の一部の国や地域においては、法令による規制等への対応が十分でないなどの状況から生じていると思われる環境問題（廃棄物、河川汚水、大気汚染等）など、顕在化している実態を踏まえると、そうした地域をサプライチェーン上流に持つことが分かっている場合には、環境リスクが想定される。

③ 製品安全

PB 商品については、製造委託先における原材料調達等の実態をどこまで把握しているかが重要であり、留意すべき点は次のとおりである。

ア．生鮮食品の原材料調達先での管理体制に不備がある場合のリスク

(例) ・ 農薬残留の野菜（規定値を大幅に上回っている等）

- ・ 安全性が確保されていない飼料で飼育された豚や鶏などの食肉
- ・ 温度管理や消費期限が不適切、虚偽表示等

イ．加工商品への異物混入等

(例) ・ 意図的又は非意図的な異物（農薬等）混入等³⁵

- ・ 惣菜等製造時の温度管理、消費又は賞味期限管理、毛髪などの異物混入等

④ その他

産地偽装問題などが、国内外で頻発（2015 年上期）³⁶し、また国内有名ホテ

³³詳細は、本研究報告「Ⅲ 5. アパレル・スポーツ製品」を参照

³⁴ジャパン・ウォーター・ガード (JWG) 「水の学習室」第2章 水危機編、2 中国の水危機
<http://npo-jwg.com/study.html> (参照 2016-04-02)

³⁵マルハニチロ、マルハニチログループ CSR 報告書 2014 特別版「「アクリフーズ農薬混入事件」の記録」
<https://www.maruha-nichiro.co.jp/csr/report/pdf/csr2014.pdf> (参照 2016-04-02)

ルレストランでの食材表示の偽装問題³⁷が発覚するなど、評判リスクに直結する問題なども潜在しているが、こうした問題は当該企業に対する信頼を大きく損ない、事業の継続性に多大な影響を与えるものであり、適切な内部管理体制が強く求められるものである。

(2) 開示にみる取組

CSR 報告書等を発行している企業 11 社について、①サプライチェーン管理全般、②労働・人権、③環境、④製品安全の項目での取組内容等の開示状況を調査した。以下、各項目について全般的傾向についてみていく。

なお、小売業の調査に当たって、他業種より 1 社多い 11 社を対象企業として選定しているが、これは、ウェブサイト上で CSR 報告書等の開示のない企業があった場合、さらに下位の企業を調査する中で、同じ小売業でも異なる業態の企業をできるだけ網羅したためである。

各項目に関する開示状況の概況を次のとおり示す（対象 11 社）。

① サプライチェーン管理全般

調査項目	開示社数
全体方針	7
啓発活動	2
アンケート実施	2
サプライヤー監査	2
目標設定	1

全体方針が明確に記載されているのは、7 社（11 社中）であり、「啓発」「アンケート」「監査」「目標」といった項目について詳細な記載がある企業は少ない状況である。ある量販系企業では、ISO26000 及びサプライチェーン全体の取組についてアンケートを行っている旨の記載があるが、こうした取組は、実施においては時間的にもコスト的にも企業における負担も大きいものの、リスク把握の手法としては合理的と考えられる。

傾向として、PB 商品を取り扱っているケース（スーパー、コンビニチェーン等）では、産地管理等、実地調査をベースに、サプライチェーン管理を行っている状況が開示されている事例があるなど、事業への影響度の高さを踏まえた取組が行われている。

³⁶産経ニュース、産地偽装問題 日 2015-06-17(参照 2016-04-02)

<http://www.sankei.com/world/news/150617/wor1506170025-n1.html>

³⁷朝日新聞デジタル「阪急阪神ホテルズの偽装表示」2013-11-28

<http://www.asahi.com/topics/word/%E9%98%AA%E6%80%A5%E9%98%AA%E7%A5%9E%E3%83%9B%E3%83%86%E3%83%AB%E3%82%BA.html>（参照 2016-04-02）

また、弁当や惣菜等を取り扱う企業は、原材料調達、製造加工、輸送段階までの温度管理等も含めたサプライチェーンマネジメントの手法について、消費者に分かりやすく解説している。

百貨店系では、グループ企業のホテルチェーンでのレストランメニューにおける産地偽装問題など、過去の事件を踏まえた取組方針等の記載はあるものの、取組の詳細（開示状況）は本調査では、明確に確認はできなかった。

目標（KPI）は、スーパーマーケット系企業の「環境・社会報告書」上、ISO26000等を参照し、環境、労働などテーマごとに設定、開示されている。

② 労働・人権

調査項目		開示社数
個別方針		8
目標		2
取組	児童労働	1
	劣悪な労働環境	1
	人権侵害	3
	報酬水準	0
関連データ		1

個別方針については、①サプライチェーン全体で記載があるケースが多いが、児童労働、労働時間管理、人権侵害、報酬水準等の個別記載については、キーワードとして記載があるものの、サプライチェーンを踏まえての具体的記載がなされているケースはなかった。

小売業において、潜在し得るリスクについて開示をしている企業各社は、ISO26000やGRIガイドライン等を参照している場合、キーワードとして児童労働や人権といった用語を取り上げて、課題認識のみを記載するという方向で開示を行っている。

③ 環境

調査項目		開示社数
個別方針		8
目標		4
取組	資源枯渇	4
	環境汚染	3
関連データ		7

サプライチェーンの視点では、生物多様性への取組などにも言及している報告書も多い（11社中4社が開示）。

これは事業特性として、社会貢献活動を積極的に展開することで、消費者に訴求しようとする意図も含まれていると考えられる。

環境への小売業における取組は、従来、資源循環の視点に高い比重が置かれており、店舗における資源回収、リサイクルの取組、さらには数値の開示など具体的記載が多く、充実している。

小売業にとって、上記の食品廃棄物のロス低減、レジ袋使用量の削減、再生可能エネルギー（太陽光など）の導入、省エネ設備を積極的に導入した店舗設置や節電、節水等の積極的な取組は、自社操業コストの削減に直結し、取組自体も深度があり、かつ、CO₂削減等、環境への配慮という結果につながることから、開示しやすいテーマと考えられる。

家電量販店では、商品のリサイクル、リユース等に踏み込んだ記載、開示が確認できる。家電製品は、メーカーを起点としたライフサイクル全般において、「使用段階」を経て、回収、リサイクルといった資源循環に係るLCA（ライフ・サイクル・アセスメント）視点が欠かせないが、そこをしっかりと開示しているなど、自社の果たすべき役割を認識した取組内容の開示がなされている。

④ 製品安全

調査項目		開示社数
個別方針		6
目標		3
取組	異物・毒物混入	2
	原材料のトレーサビリティ	3
関連データ		0

スーパー、コンビニでは、①サプライチェーン管理全般で製品安全にも触れており、また、温度管理や、原産地管理など具体的な記載もある。これは食品の成分誤表示や、産地偽装等の社会問題化や、法令対応面での取組状況を示すことで、消費者に対する安心感を与えるなど、積極的な開示のインセンティブになっているものと考えられる。

大手流通チェーンでは、複数の物流拠点を經由して商品が店舗に届けられる等、品質管理に敏感にならざるを得ない事情があると推察されるが、生鮮食品の温度管理手法など具体的に記載する事例が多く、また、あるコンビニ企業の報告書では「最終加工地が中国の食材調達におけるCSR管理について」と明確に記載し、具体的対応方針等を開示する事例があるなど、取組の深度を消費者に明確に伝えようとする姿勢が読み取れる。

⑤ その他

調査項目	開示社数
労働、環境、製品安全以外	1
個別方針	0
目標	0
取組	0
関連データ	0

その他の取組の開示があった企業は、11社中1社であった。具体的な開示内容は、公正な取引の確立のための体制整備や研修会の実施に関するものであった。

5. アパレル・スポーツ製品

(1) リスク

アパレル・スポーツ業界は、化学繊維を除くとその原材料の多くが綿花や毛皮・皮革・羽毛などの生物由来のものである。また、主として海外で生産・製造されることからサプライチェーンのスタートが一般的に海外となることが多い。そのため、国内でのサプライチェーンと比較して、管理すべき範囲が相対的に広がる点が特徴である。

例えば、原材料が綿花の場合、そのサプライチェーンは、『原材料の生産⇒材料の加工（紡績・染色等）⇒製品製造⇒流通⇒仕入』という流れを経ることとなる。以下では、労働・人権、環境、製品安全及びその他の四つの項目に区分し、サプライチェーンにおける想定されるリスク、リスクの顕在化事例を挙げる。

① 労働・人権

原材料生産・製造は上記に述べたとおり、主として海外で行われることが多く、また、材料加工（紡績等）・製品製造（染色、縫製等）についても原材料生産と同様、海外の工場等に行われることが多い。

そのため、綿花等の栽培など原材料生産の過程、化学繊維などの製造過程、毛皮や羽毛等の採取過程、紡績や染色、縫製などの材料加工の過程において、例えば、次のような人権に配慮しない労働環境や雇用条件が存在するリスクが国内と比較して相対的に高いと考えられる。

ア. 児童労働

イ. 劣悪な環境での労働（長時間労働、衛生的でない環境での労働、綿花等の栽培における農薬、製造工程における化学物質等人体に有害なものの取扱いに配慮されていない環境での労働など）

事実、インド³⁸や西アフリカ地域³⁹において児童労働が行われていた事例やウズベキスタンにおいて児童労働のほか、大人も含めて不衛生な環境で強制労働を強いられていた例が報告されている。

また、有名な事例では、大手スポーツメーカーの外注先において児童労働が行われた事例⁴⁰やバングラデシュにおいて縫製工場における児童労働、カンボジアにおいて縫製労働者の人権侵害⁴¹、パキスタンにおいて児童労働によるサッカーボールの生産⁴²などが報告されている。

労働環境という面では、バングラデシュにおいてアパレルの下請け業者が作業を行っていたビルの倒壊事故⁴³が報告されている。

② 環境

上述のとおり、原材料生産や材料加工（紡績等）・製品製造（染色・縫製等）については海外の工場等で行われることが多いことから、規制が不十分な国や地域においては、周辺環境に配慮しない製造・栽培や材料加工等が行われるリスクがあり、例えば次のようなリスクが国内と比較して相対的に高いと考えられる。

ア. 綿花栽培による水資源枯渇、地下水枯渇、地盤沈下などの水資源問題及び水に起因する環境問題

イ. 栽培時における農薬利用による水質汚染及び土壌汚染、材料加工時における化学物質による汚染及び水質汚染などの公害問題

ウ. 化学繊維の製造過程における化学物質による水質汚染及び土壌汚染などの公害問題

エ. 染色・洗浄過程における化学物質、水質汚染及び土壌汚染などの公害問題

オ. 乱獲による生物多様性への影響

事実、綿花生産によるアラル海縮小(カザフスタンとウズベキスタンの間)⁴⁴やその他取水による地下水の低下が報告されている。そのほか、アパレ

³⁸ACE, コットンのやさしい気持ちプロジェクト「インド・コットン生産地の児童労働」

<http://acejapan.org/cotton/childlabour> (参照 2016-03-28)

³⁹Bloomberg 「ビクトリアズ・シークレット下着の綿花栽培、児童労働の実態明らかに」 2011-12-19

<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2011-12-19/LWABNG07SXX01> (参照 2016-01-21)

⁴⁰the guardian, “Nike sacks Pakistani supplier over child labour row” 2006-11-20

<http://www.theguardian.com/business/2006/nov/20/2>(参照 2016-03-28)

⁴¹Human Rights Watch 「カンボジア：労働法 縫製労働者の保護が不十分—有名ブランドはサプライヤーに情報開示を求め、弱い立場にある労働者を保護すべき」 2015-03-12

<https://www.hrw.org/ja/news/2015/03/12/267190>(参照 2016-03-28)

⁴²吹上健太、埼玉大学「スポーツの裏側に潜む児童労働—児童労働削減を目指す法的取り組みに対する考察」

<http://arts.kyy.saitama-u.ac.jp/gg/%E5%8D%92%E8%AB%962008%E5%90%B9%E4%B8%8A2.pdf>

(参照 2016-03-28)

⁴³国際労働機関「バングラデシュの衣料産業 ラナプラザビル倒壊被害者への初の支払いを ILO 副事務局長歓迎：当事者には良いニュースであるが、被害者すべてに焦点を当てるべき」 2014-03-17

http://www.ilo.org/tokyo/information/pr/WCMS_241134/lang--ja/index.htm (参照 2016-03-28)

⁴⁴INPS JAPAN, IDN-InDepth News 「環境 世界に衝撃与えたアラル海の縮小」

ル産業では綿花のほか毛皮なども原材料の対象となるが、それらが引き起こしている影響についても動物保護・環境問題の観点⁴⁵から報告されている。

また、中国におけるジーンズの染料⁴⁶や染物工場での水質汚染⁴⁷や、我が国でも染色工場からの着色排水による利根川水系の汚染事例⁴⁸が報告されている。

③ 製品安全

製品安全については、化学物質のトレーサビリティという課題はあるものの、電気機器などのように直接生命に影響を与えるまでのリスクではないことから、一部の毛皮製品等を除いて原産地や使用期限にセンシティブではない。

しかしながら、衣料品については化学染料の使用や化学物質を使った防縮加工など材質や製造工程で使用される化学物質によってはアレルギーなど皮膚に対する悪影響を引き起こすことも考えられることから、人体（特に皮膚）への影響に関する製品安全上のリスクは想定される。

事例としても、中国製の子供服に発がん性のあるホルムアルデヒドが世界保健機関（WHO）の定める安全レベルの 900 倍という高濃度で検出された事例が報告⁴⁹されている。

また、製品に針などが混入する問題も製品安全として考えられるところである。

④ その他

上述のとおり、原産地が海外であることが多いことから関税障壁に関するリスクや毛皮製品については密輸のリスクが想定される。

事実、国際的なアパレルメーカーがアルゼンチン税関へ賄賂を贈った事例⁵⁰や中国の税関において通関業務を円滑に進めるために当局へ賄賂を贈った事例⁵¹がある。

<http://www.international-press-syndicate-japan.net/index.php/news/environment-resources-energy/1227-kazakhstan-uzbekistan-take-differing-approaches-on-aral-sea>（参照 2016-03-28）

⁴⁵地球生物会議（ALIVE）「毛皮～ファッションのための犠牲」

<http://www.alive-net.net/aboutus/action/fur.htm>（参照 2016-03-28）

⁴⁶グリーンピース、NEWS「あなたのジーンズが汚染する河川—世界水の日に考える」

<http://www.greenpeace.org/japan/ja/news/blog/dblog/-/blog/44440/>（参照 2016-03-28）

⁴⁷大紀元、Epoch Times in Japan「水汚染はすでに改善不能」 専門家が明かす」 2012-05-15

<http://www.epochtimes.jp/jp/2012/05/html/d15750.html>（参照 2016-03-28）

⁴⁸伊藤司、群馬大学、国土交通省、水管理・国土保全、河川砂防技術研究開発公募 地域管理課題分野（河川）、平成 23 年度採択テーマ「利根川水系矢場川における難分解性着色物質を原因とする色濁河川の健全化 報告書概要」

http://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/tiiki_kasen/pdf/h23_report_itou.pdf（参照 2016-03-28）

⁴⁹Business Journal, ジャーナリズム、超危険な中国製、食品だけじゃない！「中国製の服や食器、命にかかわる有害物質含有発がん性、肌のただれの恐れも」 2015-09-14

http://biz-journal.jp/2015/09/post_11545.html（参照 2016-03-28）

⁵⁰The Wall Street Journal「ラルフローレンがアルゼンチン税関へ賄賂、司法省と SEC から罰金」 2013-04-23

<http://jp.wsj.com/articles/SB10001424127887324689604578440153062598348>（参照 2016-03-28）

⁵¹Business Journal「中国 賄賂大国の実態～断るとビジネス停止、常態化する巧妙な公務員の手口」

その他、カンボジアの縫製工場における労働監査忌避の事例も報告⁵²されている。

(2) 開示にみる取組

サステナビリティ情報としての開示は、(1)で述べたリスクに対応して行われるべきものであり、その点、アパレル・スポーツ業界については、一般的な労働問題・環境問題のほか、製品安全（特に化学物質のトレーサビリティ）等についても対象として調査を行った。

具体的には、アパレル業界に属する売上高上位8社及びスポーツ用品業界に属する売上高上位2社の合計10社を対象にCSR報告書等におけるサプライチェーンに関する開示の内容を調査した。

以下に、各項目に関する開示状況の概況とそれに対する考察等を示す（対象10社）。

① サプライチェーン管理全般

サプライチェーン全体に関する方針が明確に開示されている企業は3社（うちアパレル1社、スポーツ2社）であった。

また、サプライチェーンを構成する企業に対してCSR課題の啓発を行っている企業は2社であり、CSR課題の遵守状況についてアンケートを行っている企業は1社、サプライチェーンを構成する企業に対して何らかの監査を行っている会社は3社であった。他の業界と比較して比較的开示割合は少ないと考えられる。

開示の中には、『「世界最高水準の服作り」とは、取引先工場の従業員の労働安全環境が担保され、地球環境や動物愛護などに適切に配慮されたプロセスで生産する「社会品質」、世界最高水準の取引先工場と長期的な視野で互いの成長を目指して取り組む「パートナーシップ品質」、持続的な成長の源泉となる高い精度と効率で仕事をする「ビジネスプロセス品質」の、三つの品質によって実現されます。』との開示もあり、このような取組が広まっていくことが望まれる。

さらに、『生産委託先工場などのサプライヤーに対し、CSRの価値観を共有することを求めます。』との積極的な働きかけが読み取れる開示もみられた。

2013-09-20

http://biz-journal.jp/2013/09/post_2944.html（参照 2016-03-28）

⁵²アパレル・リソース in インドシナ、インドシナニュース「カンボジア：縫製労働者の権利保護に新たな糸口を（後）」2015-05-04

http://apparelresource.asia/news/item_1720.html（参照 2016-03-28）

調査項目	開示社数
全体方針	3
啓発活動	2
アンケート実施	1
サプライヤー監査	3
目標設定	0

② 労働・人権

労働・人権に関する方針が開示されている企業は2社、取組が明確に開示されている企業は項目により2、3社であった。

開示の中には、『私たちは、生産委託先工場などのサプライヤーとのビジネスでのコンプライアンスを重視しています。製品を作るサプライヤーに対しては、(企業名)基準を順守し、公平な労働条件と安全な労働環境をその従業員に提供するように求めています。』と主体的に働きかけている旨の開示を行っている事例や、また、『世界各地に広がる生産拠点の全てで「社会品質」を担保するために、労働環境モニタリングを実施。児童労働や強制労働の防止、適正な賃金の支払い、労働時間の管理の強化などを徹底しています。』との開示もあり、まさに労働問題で想定されるリスクに対応した取組の開示であり、定量的なデータとともに、このような取組が広まっていくことが望まれる。

調査項目	開示社数	
個別方針	2	
目標	0	
取組	児童労働	2
	劣悪な労働環境	3
	人権侵害	2
	報酬水準	2
関連データ	2	

③ 環境

環境に関する方針が開示されている企業は3社、取組が明確に開示されている企業は項目により1社から3社であった。

特に資源枯渇については、特定の植林活動の取組の開示1社にとどまっておらず、世界的な水リスクを考えると多数の企業の開示が望まれるところである。また、環境汚染については、直接的なリスクでもあることから、サプライチェーンに関する開示がある3社とも記載を行っていた。

中には素材工場向けの環境基準を定め、その遵守状況を定量的に開示しているなど参考にすべき開示例もみられた。

調査項目		開示社数
個別方針		3
目標		1
取組	資源枯渇	1
	環境汚染	3
関連データ		2

④ 製品安全

製品安全に関する方針、取組が明確に開示されている企業は1社のみであった。また、化学物質のトレーサビリティについても開示は少なかった。

しかしながら、『社内のデータベースシステムを改善し、工場やサプライヤーからの化学物質の安全性に関する情報、更にはリサイクル原材料の含有率、加工の種類、認証の有無を容易に管理、検索できるようにしました。』という開示などサプライチェーンを抱える製造業の参考となる開示もみられた。

調査項目		開示社数
個別方針		1
目標		0
関連データ		0
化学物質のトレーサビリティ		2

⑤ その他

その他については、一般的に想定されるものがないためか具体的な開示はみられなかった。

調査項目		開示社数
個別方針		0
目標		0
取組		0
関連データ		0

6. 住宅

(1) リスク

住宅は、暑さ、寒さや自然災害から人を守る安全と安心が求められる製品であり、数十年にわたって健康で快適な生活を送るための基盤となる。消費者にとっては、「人生最大の買い物」であり、製品品質に問題がないことが特に期待される。人体に有害な化学物質の影響を受けないことや、地震や台風、火災の影響を最小化する防災機能が保証されていることが重要である。

また、住宅の製品品質そのものに問題がないだけでなく、原材料のサプライチェーンにおいても環境や人権等に適切な配慮がなされ、ネガティブな問題に関係していないことも重要と考えられる。住宅は多様な原材料を使用するが、原材料のサプライチェーン管理が脆弱な場合、意図せざる労働・人権、環境に関する問題にさらされる可能性がある。

以上を踏まえ、住宅メーカーのサプライチェーンにおける CSR 関連の主要なリスクとしては、次のような労働・人権面のリスク、環境面のリスク、製品安全面のリスクが想定される。

なお、ここでは、原料・資材の調達という視点だけではなく、請負業者等の施工段階も、リスクを考える上でのサプライチェーンプロセスとして考慮した。

① 労働・人権

労働・人権の面では、資源採取段階及び請負業者による現場施工段階で次のリスクが想定される。

ア. 木材伐採現場での過酷な労働環境

イ. 住宅建設現場での労働災害の多発

違法伐採が行われる現場では、過酷な労働が強いられることが考えられ、木材調達のサプライチェーンの上流で、労働面の人権侵害が発生するリスクが想定される。

また、住宅を含む建設業界では、労働災害による労働損失日数の割合が製造業よりも高いため⁵³、施工現場での労働災害発生を重要なリスクと認識し、労働災害の発生を削減する取組が期待される。

② 環境

環境面では、資源採取段階で、森林の違法伐採等による森林減少、生態系の破壊（生物多様性の毀損）といったリスクが想定される。

住宅の主要原材料の木材については、国産材を利用している場合もあるが、多くの場合、海外から輸入された木材及び木材加工製品が利用されている。海外では生態系の破壊（生物多様性の毀損）につながる違法伐採が行われている場合があり、解決すべき重要な課題と認識されている⁵⁴。

大手住宅メーカーを中心に、FSC 森林認証材などの持続可能性に配慮した木材を調達する取組がみられるが、木材調達のサプライチェーンにおいて、意図せず違法伐採材を輸入し、違法伐採に間接的に加担するリスクがある。

⁵³厚生労働省、「平成 25 年労働災害動向調査の概況」 厚生労働省 2014-05-08.

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/saigai/13/dl/toukei01.pdf> (参照 2016-03-31)によると、強度率は製造業 0.10 に対し、建設業（総合工事業を除く。）は 0.29 と高い。なお、強度率は、1,000 延べ実労働時間当たりの労働損失日数で、災害の重さの程度を表す。

⁵⁴外務省、地球環境「違法伐採問題」2016-01-18

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyō/bunya/bassai.html>（参照 2016-03-31）

国内外の NGO 等が違法伐採材の調達に目を向けており、仮に違法伐採材の調達が判明した場合、評判が毀損するリスクがあると想定される。

③ 製品安全

製品安全面では、加工された原材料の調達段階及び請負業者による現場施工段階で次のリスクが想定される。

(加工された原材料の調達段階)

ア. シックハウスの原因となる有害化学物質を含む建材の調達

イ. 耐震・耐火・耐風・耐水性能に不備のある建材の調達

(請負業者による現場施工段階)

ウ. シックハウスにつながる現場施工

エ. 耐震・耐火・耐風・耐水に関する不適合施工

住宅が顧客の人体の安全に影響を与えると考えられるリスクは、耐震性能の不備、耐火性能の不備、シックハウスが主に考えられる。建材の免震偽装・耐火偽装、耐火建築物の不適合施工などの問題もこれまで顕在化している。このような問題が顕在化するような原材料を購入しないように管理することが住宅メーカーには求められている。

また、現場の施工不備があれば、耐震・耐火・耐風・耐水性能を満たせなくなるほか、現場での接着剤等の使用・管理方法に問題があった場合にはシックハウスの原因となることから、これらも住宅施工現場でのリスクとして認識する必要がある。2015年にはマンション建設における請負業者の杭打ちデータ不正が大きな社会的な問題となったが、請負業者の現場施工の管理の徹底が、このようなリスクを低減するために重要となっている。

④ その他

労働・人権、環境、製品安全面以外では、資源採取段階で次のリスクが想定される。

・ 木材の違法伐採による先住民の人権侵害

海外の一部地域では、木材資源の違法伐採問題が指摘されている。違法伐採が先住民の人権侵害につながっているため、国際的な人権 NGO が違法伐採企業から木材調達を行わないよう声明を出すなどの動きがある⁵⁵。そのため、日本の住宅メーカーが意図せずとも違法伐採企業から木材を調達している事実が判明した場合には、評判が毀損するリスクがあると想定される。

住宅の主要材料である木材は、住宅メーカーにとって影響力を及ぼし得る重要な原材料であり、違法伐採材の使用について NGO 等から非難される

⁵⁵ ヒューマンライツ・ナウ「マレーシア・サラワク州の違法伐採企業との取引停止を求める声明」2015-07-17 <http://hrn.or.jp/activity/2184/> (参照 2016-03-31)

事例もあることから、違法伐採材の使用等は重要なリスクとして認識し、「持続可能な木材調達」を推進することが必要となっている。

(2) 開示にみる取組

住宅メーカーの売上高上位 10 社を対象として、2014 年に発行された CSR 報告書等におけるサプライチェーン管理に関する記述（①サプライチェーン管理全般、②労働・人権、③環境及び④製品安全に関する取組状況）について調査した。

なお、10 社のうち 2 社が、調査時点で CSR 報告書等による情報開示を行っていないため、下記の調査結果は、CSR 報告書等を発行している 8 社の開示内容を分析したものである

① サプライチェーン管理全般

調査項目	開示社数
全体方針	4
啓発活動	3
アンケート実施	5
サプライヤー監査	0
目標設定	4

サプライチェーンの CSR マネジメント方針や CSR 調達の方針などのサプライチェーン管理全般に関する方針を開示している企業は 4 社、取引先に対して CSR 調達等の方針説明会を開催するなどの啓発活動を開示している企業は 3 社、取引先に対して CSR 調達等の一環でアンケート調査を実施している企業は 5 社であった。なお、サプライヤー監査に言及している企業はなかった。

また、サプライチェーン管理に関する目標を設定している企業は 4 社あった。取引先との公正な事業の推進や CSR 調達の推進に関する目標であるが、CSR 調達率の定量目標を設定している企業はなかった。

② 労働・人権

調査項目	開示社数	
個別方針	0	
目標	1	
取組	児童労働	0
	労働環境(安全衛生を含む。)	4
	人権侵害	0
	報酬水準	0
関連データ	3	

労働・人権面に関しては、施工現場における安全の取組や施工現場の労災発生状況に関する記述をしている企業が 4 社であった。施工現場における労災発

生件数を目標に掲げている企業が1社あり、関連データについては請負業者の休業災害度数率などの労災に関するデータが3社で開示されていた。

施工現場の労働安全以外のサプライチェーンに関する労働・人権に関する記載はみられなかったことから、施工現場の安全が労働面では最も重要なサプライチェーンの課題と認識していることが伺える。

なお、労働・人権面のサプライチェーンリスクとして想定した「木材伐採現場での過酷な労働」については、自社で過去に問題が顕在化していないためか、関連する記載はみられなかった。

③ 環境

調査項目		開示社数
個別方針		6
目標		6
取組	資源枯渇（水資源、森林、生物多様性）	7
	環境汚染	3
関連データ		7

環境面に関しては、上記のとおり多くの企業でサプライチェーンに関する環境の取組が開示されていた。

特に重要なテーマとして取り上げられていたのは、「持続可能な木材調達」に関する取組である。「木材調達ガイドライン」や「生物多様性ガイドライン（木材調達編）」などのガイドラインを策定し、ガイドラインに基づく調達を推進していることが説明されている。木材調達のランク評価を実施し、高評価の割合を過年度から高めている状況を説明している事例が複数あったほか、木材の調達地域、森林認証材の調達状況、調達木材の合法性確認状況なども開示されていた。また、自社で森林経営を行っている企業では、森林認証の取得状況の開示もみられた。

ページ数が多いレポートではあるが、持続可能な木材調達に関して10ページを割いて説明している企業もあり、重要な取組として認識していることが伺えた。

本研究報告の第II章で木材資源の持続可能性に関する認証制度としてFSC認証を紹介したが、住宅業界では持続可能な木材調達が重要な課題と考えられているため、FSC認証に関連する記述が4社でみられた。グループの森林認証取得状況を開示している企業は、森林認証の種類別に取得事業部門・企業名を表形式で示し、FSC認証のFM認証（2組織）とCoC認証（10組織）の状況も含めて開示していた⁵⁶。また、生物多様性ガイドラインの木材調達編でFSC（森林管理協議会）等の認証を受けている木材を調達する方針を明記するとともに、

⁵⁶ FSC認証（FM認証・CoC認証）は、本研究報告のII 2 (3) 参照

2013年度の使用木材の調査結果として、使用木材に占めるFSC認証を含む認証木材の割合を開示している事例もみられた。さらに、森林認証取得に関する目標を掲げ、大規模住宅地としては日本初の「FSC部分プロジェクト認証」として事前登録申請が受理されたとの活動報告を行っている事例もみられた。FSCに言及した記載はないものの、他の木材認証取得に関する記載がみられる企業もあり、住宅業界としてFSC等の認証木材の調達状況について、今後も重要な情報として開示が進んでいくものと考えられる。

④ 製品安全

調査項目		開示社数
個別方針		1
目標		1
取組	シックハウス	3
	設計・施工管理	2
関連データ		0

製品安全面に関しては、シックハウスに関する取組の記述が3社あった。建材に使用される有害化学物質のリスクを最小化するという中期的な目標を掲げている企業があり、国の指針値より厳しい自主基準を設定し、低VOC⁵⁷建材の採用を推進している事例があった。

また、設計・施工管理に関しては、協力企業等による施工不備が発生した企業がその対応状況を報告している事例が1社あった。

⑤ その他

森林伐採に伴う地域住民の生活破壊などの先住民の人権侵害リスクについて、直接的に言及した開示はみられなかった。しかし、違法伐採の排除を含む持続可能な木材調達の取組には、先住民の人権侵害に意図せずに加担するリスクを回避することも含まれているものと考えられる。

「労働・人権」「環境」「製品安全」のCSR報告書での情報開示からは、住宅メーカーがサプライチェーンのCSR関連リスクで最も意識しているのが、「持続可能な木材調達」であることが伺えた。木材調達以外では、施工現場での労働安全とシックハウスが関連する取組として開示されている割合が比較的高かった。しかしながら、懸念されるサプライチェーンのCSR関連リスクに関する取組が記載されていない場合も多くみられ、さらに充実した開示が期待される。

⁵⁷ VOCとは、Volatile Organic Compoundsの略で、揮発性有機化合物のことである。住宅建築に使われる接着剤や塗料に含まれるVOCが人体に影響を与えるため、削減が進められている。

IV 今後に向けて

以下では、今回の調査結果から、今後対応すべき課題、関連する三つの社会動向とその対応を示した上で、企業と公認会計士とに求められることを要約する。

1. 調査結果から今後対応すべき課題

本研究報告では、日本企業がサプライチェーンにおける CSR 課題に関わるリスクをどのように捉え、何に取り組んでいるのか、その情報開示について、5 業種に限定し、サンプル調査を行った。

今回の調査の範囲では、次のとおり、サプライチェーンに関する情報開示が全般的に少ない状況であった。

環境、労働・人権、製品責任等の CSR 課題に関するサプライチェーン全般について、方針策定企業は約 5 割、啓発実施企業、アンケート実施企業は、いずれも約 3 割となっている。個別のテーマでは、環境に関しては、方針策定企業が約 5 割、目標設定企業が約 3 割、関連データ開示企業が約 4 割、資源枯渇の改善取組企業が約 4 割、環境汚染の改善取組企業が約 3 割となっている。一方で、電気機器業界において紛争鉱物に係る人権の取組を全社が開示していることを除き、労働・人権、製品安全に関する個別の項目についての方針・目標設定、改善取組を開示している企業は、限定的であることが判明した。

ただし、日本企業において、環境、労働・人権、製品責任等の課題に関するサプライチェーン全般に関する方針、個別の項目に関する方針・目標設定・改善取組について、情報開示されていないからといって、必ずしも関連する方針・目標がない、改善取組がなされていないとは限らない。方針・目標・改善取組があったとしても情報開示していない場合もあり得る。

各社が、社会的責任を果たし、サプライチェーンにおける CSR 課題に関わるリスクマネジメントを適切に行い事業活動を推進していくためには、取組及び開示について、今後次のようなことが必要となるであろう。

(1) 取組について

単に情報開示していないのみならず、関連する方針・目標がない、取組がないという企業であれば、リスクマネジメントの一環として、例えば次のような対応を行うことが必要であると考えられる。

まず、自社のサプライチェーンにおける CSR 課題のリスクを把握し、把握されたリスクを評価分析した上で重要なリスクを特定し、リスクの重要性に相応した対応策を検討する。

その後、リスク対応を担うサプライヤー等の関係者に対してリスク対応策の教育を行い、サプライヤー等の協力を得てリスク対応策を実施する。

そして、リスク対応策が計画どおりに実施されているか、アンケートや監査等により対応策の実施結果を確認し、改善すべき事項があれば、サプライヤーの協

力を得て、改善策の検討、改善策を行い、サプライチェーンにおける CSR 課題への継続的改善を行う。

しかしながら、CSR 課題の存在が明らかであったとしても、サプライヤーが連結グループである場合は別として、サプライヤー単独ではその改善に要するコスト負担が経営的に難しいことが多い。こうしたケースでの取組をどのように進めていくのかが大きな課題となっており、産業界のみならず国や地域を巻き込みながら国境を越えた取組が期待される。

(2) 開示について

現在情報開示していなくても方針・目標・改善取組がある企業においては、適時かつ適切にその内容を開示することが必要であると考え。なぜなら、それらの情報を企業が開示することにより、ステークホルダーは、企業のサプライチェーンにおける CSR 課題への取組姿勢、取組の進展状況を知ることができ、関連するリスク発生の可能性及びリスクの大きさ等の分析に役立てることができるからである。

サプライチェーンにおける情報開示の結果、ステークホルダーは、自らの購買行動や投資行動にこれらの情報を活用することもできるであろう。このことは、企業にとってみれば、サプライチェーンにおける効果的なリスクマネジメントの推進や、自社の取組姿勢及び取組状況に相応したステークホルダーからの評価と支持の獲得に資することが期待できる。

2. 関連する社会動向とその対応

サプライチェーンに関わる CSR 課題への直接的な取組ではないものの、昨今の取組の中には、サプライチェーンと連携することによって、一層その成果を高められるものがある。例えば、日本において 2015 年 6 月に適用された「コーポレートガバナンス・コード」、2015 年 9 月に採択された、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ及び持続可能な開発目標とターゲット」、倫理的消費（エシカル消費）等は、そうした例に該当すると考える。

コーポレートガバナンス・コードにおいては、ESG（環境、社会、統治）を始めとするサステナビリティをめぐる課題への積極的・能動的な対応の重要性が述べられており、取締役会においてもサステナビリティ課題への対応を重要なリスク管理の一部であると認識し、積極的・能動的に取り組むよう検討すべきとしている。

一方で、様々な企業におけるビジネスが、多様なビジネスパートナーとの連携の下に成立していることに鑑みると、CSR 課題への対応においても、自社のみが行えばよいものではなく、また自社のみでなし得るものでもない。連結グループ、またサプライチェーンも含む組織対象範囲で協働し実践することで、CSR 課題への対応

も大きな成果を得られるであろう。

また、2015年9月に採択されたいわゆるSDGs（持続可能な開発のための2030アジェンダ及び持続可能な開発目標とターゲット）は、世界を持続的かつレジリエントな道筋に移行するために、人類及び地球にとり、極めて重要な分野について、全てのステークホルダーが協働的なパートナーシップの下で、向こう15年間にわたり行動を促進するものとなっている。

この目標及びターゲットを達成していくためにも、いうまでもなく、各社のサプライチェーンに関わるステークホルダーとの協働を含む管理の充実は欠かせない。そこでは、サプライヤーとの協働はもちろんのこと、その活動を後押しする手段として、取引先及び消費者等による購買行動や、金融機関等による投資活動等を通じた取組も有効な手段である。取引先の購買行動という視点から見ると、日本において、企業によるCSR調達の取組は浸透しつつあるのではないだろうか。一方で、消費者による購買活動という視点から見ると、日本においては、省エネ関連の税制上の措置、節約志向、東日本大震災等を契機として、省エネ関連商品の購入等の消費における環境配慮は高まりつつあるものの、倫理的消費は緒に就いたばかりである。

こうした状況において、日本では2015年3月27日、新しい消費者基本計画が閣議決定され、2015年4月から5年間で取り組むべき施策の内容として、消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成が掲げられた。消費者庁では、より良い社会形成に当たり、人や社会・環境に配慮した消費行動（倫理的消費）に代表される消費行動の進化と事業者側の取組を相乗的に加速していくことが重要であるとの認識に立ち、新しい消費者基本計画を踏まえ、「倫理的消費」調査研究会を平成27年5月から平成28年2月までの間で開催した。本調査研究会における調査研究対象は、「倫理的消費の内容やその必要性等について検討し、国民の理解を広め、日常生活での浸透を深めるために必要な取組」となっている。

上述のような「倫理的消費」の浸透は、サプライチェーンにおけるCSR課題に取り組む企業にとって、今後その取組を推進するインセンティブとして期待できるものである。

ただし、そのためには、企業は倫理的取組を戦略的に推進し、倫理的取組に関する正確な情報を消費者にタイムリーに提供し、消費者は提供された情報を適切に分析し倫理的マインドに基づき消費行動を行うことが必要である。倫理的マインドが消費者の中で普及し、倫理的消費が浸透していくことにより、消費行動が社会的・環境的な課題の解決に資する社会への移行が進むことになるであろう。

3. おわりに

上記を踏まえ、今後、企業及び公認会計士に期待される主要なものは、次のような点であると考えます。

(1) 企業への期待

グローバル化の進展により、深刻な CSR 問題やその解決の鍵がサプライチェーンにあるとの認識が広がりつつあり、サプライチェーンに対し注目が集まるとともに、社会における関心も年々高まっている。企業は、こうした環境変化を、タイムリーに認識し、サプライチェーンにおける CSR に関するリスクの大きさに相応して、戦略的に対応していくことが期待される。さらに CSR 課題解決に向けて、製品・サービスの提供を始めとする事業活動全般にわたってサプライチェーンと連携して取り組むとともに、情報開示を行い、ステークホルダーとの円滑なコミュニケーションを通じて得たニーズを事業に反映することによって、持続的な成長を推進していくことが期待される。

(2) 公認会計士への期待

公認会計士は、監査等の業務を行うに当たり、企業のサプライチェーンにおけるリスクとその財務的影響を適切に把握・対応することが必要になる。こうした適切なリスクの把握と対応は、監査等の業務の質的レベルの向上に資するものと考えます。

また、CSR 情報の保証業務に携わる公認会計士は、企業が開示するサプライチェーンにおける CSR 課題への対応に関する情報について、保証業務を通じて、信頼性確保に寄与することが期待される。

企業及び公認会計士は、各々の業務活動において、上述した期待を了解しつつ、監査又はその他の業務対応を心がけることにより、サプライチェーンにおける CSR 課題の解決に貢献することができるものと考えます。

以 上